

奈良市公報

第43号

令和3年2月1日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
1 4	1	放置自転車等の処分	環境政策課
1 4	2	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	介護福祉課
1 4	3	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	介護福祉課
1 4	4	地縁による団体の認可	地域づくり推進課
1 4	5	奈良市公報号外第11号に掲載	介護福祉課
1 5	6	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
1 6	7	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
1 6	8	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定	障がい福祉課
1 6	9	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定(更新)	障がい福祉課
1 6	10	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
1 6	11	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者等の廃止	障がい福祉課
1 7	12	奈良市議会臨時会の招集	総合政策課
1 7	13	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
1 8	14	住居番号の設定	市民課
1 12	15	事業計画のある道路の指定	建築指導課
1 12	16	放置自転車等の保管	環境政策課
1 13	17	農業振興地域整備計画の変更	農政課
1 13	18	差押調書の公示送達	滞納整理課
1 14	19	放置自転車等の保管	環境政策課

監 査 委 員

月 日	番号	件 名
1 13	1	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知

教 育 委 員 会

月	日	番号	件名	主管
1	7	1	臨時教育委員会の開催	教育政策課
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件名	
1	7	1	農業委員会総会の招集	

告 示

奈良市告示第 / 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和3年 / 月 4 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

3 処分年月日

令和3年 / 月 4 日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和2年6月8日、同月22日及び同月26日

奈良市告示第2号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により公示する。

令和3年1月4日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和3年1月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2951180146	居宅介護支援	社会福祉法人大和高原育成福祉会	奈良県奈良市都祁友田町515番地の1	介護老人保健施設ももたろう	奈良県奈良市都祁友田町515番地の1
2970108490	居宅介護支援	株式会社うさぎ	奈良県奈良市八島町270番地の25	居宅介護支援事業所うさぎ	奈良県奈良市八島町270番地の25
2970108482	居宅介護支援	合同会社TOMO	奈良県奈良市押熊町1279-1藤松ハイツ204	ともケアプラセンター	奈良県奈良市押熊町1279-1藤松ハイツ204

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

令和3年 1月 4 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和 3年 1月 1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970108466	訪問介護	株式会社土屋	岡山県井原市井原町192番地2 久安セントラルビル2階	ホームケア土屋 奈良	奈良県奈良市三條添川町1-5 サンフェアリー703号
2970108474	訪問介護	合同会社みつばち	奈良県奈良市あやめ池南五丁目 12番44-201号	訪問ステーションみつばち	奈良県奈良市あやめ池南五丁目 12番44-201号

奈良市告示第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和3年1月4日

奈良市長 仲川 元庸

1 名称

手貝町自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の親睦を図る
- (2) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (3) 防犯・防火・防災対策の強化、防犯協議会並びに警察の行う防犯活動への協力
- (4) 美化・清掃等区域内の保健衛生・環境衛生の強化保全
- (5) 手貝町会所の維持管理・会所維持管理委員会の設置
- (6) 弁財天社・八鐵神社の維持・保全・弁財天社・八鐵神社手貝町奉賛会の組織化
- (7) その他・本会の目的を達成するための必要と認められること

3 区域

本会の区域は、奈良市手貝町の全区域及び雑司町75番地、76番地及び79番地～88番地の1までの区域とする。

4 事務所

本会の主たる事務所は、奈良市雑司町79番地に置く

5 代表者の氏名及び住所

会長 横田 利孝

奈良市手貝町13番地の8

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

いずれもなし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

- (1) 本会は地方自治法第260条の20第2号から第5号の規定により解散する。
- (2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

令和3年1月4日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和3年1月5日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和元年10月16日 奈良市指令整開 第19A-17号

令和2年12月21日 奈良市指令整開 第19A-17-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和3年1月5日 第1753号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市二条町一丁目2580番1、2580番4、2580番5、2580番6、
2580番7、2580番8及び2580番9

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市学園北二丁目1番13号

金澤 恵子

堺市東区菩提町3丁194番地66号

櫻川 史也

奈良市告示第 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第2.9条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和 3年 1月 6日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和3年 1月 1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910103288	株式会社土屋	715-0019	岡山県井原市井原町192-2	ホームケア土屋奈良	630-8127	奈良市三条添川町1-5サンフェアリー703号	居宅介護 重度訪問介護	令和8年12月31日
2910103270	合同会社みつばち	631-0033	奈良県奈良市あやめ池南五丁目12番44-201号	訪問ステーションみつばち	631-0033	奈良市あやめ池南五丁目12番44-201号	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	令和8年12月31日
2920100431	合同会社ふくまる	630-8441	奈良県奈良市神殿町578番地の8	グループホームふくまる	630-8441	奈良市神殿町570-5	共同生活援助	令和8年12月31日

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定に基づき告示する。

令和 3年 1月 6日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和 3年 1月 1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2950100178	一般社団法人あおば会	636-0346	奈良県磯城郡田原本町矢部 648-4	あおば	630-8301	奈良市高畑町 626 番 3 号	放課後等デイサービス
2950100129	株式会社 UT ケア システム	634-0062	奈良県橿原市御坊町 152	リハビリ発達支援ルーム UT キッズ 奈良	631-0846	奈良市平松一丁目 27-1-1	保育所等訪問支援
2950100186	株式会社 ガンバ体操クラブ	636-0113	奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南二丁目 6 番 36 号	ガンバ体操クラブ 児童発達支援・放課後等デイサービス 平城山教室	630-8106	奈良市佐保台西町 143 番 2 号	児童発達支援 放課後等デイサービス

奈良市告示第 9 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和 3年 1月 6日

奈良市長 仲川元庸

1. 指定更新年月日 令和 3年 1月 1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910102330	特定非営利活動法人かかしの会	630-8044	奈良県奈良市六条西三丁目3番21号	ショーティストレイカかし	630-8043	奈良市六条西三丁目4-7	短期入所	令和8年12月31日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第51条第2号の規定に基づき告示する。

令和 3年 1月 6日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和 2年 12月 31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102835	特定非営利活動法人ともに	630-8101	奈良県奈良市青山八丁目104番地	あおぼ	630-8301	奈良市高畑町626番地3	生活介護

奈良市告示第 () 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等を廃止したので、同法第21条の5の25第2号の規定に基づき告示する。

令和 3年 1月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和 2年 12月 31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2950171542	特定非営利活動法人とともに	630-8101	奈良県奈良市青山八丁目104番地	あおば	630-8301	奈良市高畑町626番地3	放課後等デイサービス

奈良市告示第 12 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第7項並びに第102条第3項及び第4項の規定により、次に掲げる事件を付議するため、令和3年1月12日奈良市議事堂に奈良市議会臨時会を招集する。

令和3年1月7日

奈良市長 仲川元庸

1. 市長専決処分の報告について
2. 奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
3. 工事請負契約の締結について
4. 工事請負契約の一部変更について

奈良市告示第 13 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年 1 月 7 日

奈良市長 仲川 元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
けいはんなヘルパー ステーション押熊	奈良県奈良市押熊町 1526番地	居宅 訪問介護 訪問型サービス（独自）	令和2年 12月1日
株式会社 けいはんなヘルパー ステーション	奈良県奈良市二名三丁目 952-1		

奈良市告示第14号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和 3年 1月 8日

奈良市長 仲川 元庸

住居番号をつけた建造物の表示		
登美ヶ丘五丁目2番8号	登美ヶ丘四丁目3番7号	
西登美ヶ丘一丁目5番33号	学園南二丁目7番15-2号	
学園南一丁目3番12号	登美ヶ丘五丁目9番6-1号	
七条西町一丁目30番10号	西登美ヶ丘一丁目21番11号	
宝来一丁目9番16-室番号	学園南二丁目17番5号	
疋田町三丁目3番45-1号	五条西一丁目12番4号	
富雄元町一丁目5番30-6号	平松五丁目8番15号	
六条西三丁目23番37号	平松三丁目26番14号	
西登美ヶ丘四丁目10番3号	学園北二丁目10番23号	
北登美ヶ丘二丁目22番15号	西大寺赤田町一丁目3番5号	
北登美ヶ丘二丁目22番5号	学園緑ヶ丘三丁目7番14号	
帝塚山南一丁目17番23号	学園南二丁目7番16-2号	
菅原東一丁目20番1号	西大寺赤田町二丁目9番9-1号	
大安寺二丁目11番7-5号		
三条松町32番9-2号		
平松三丁目8番12号		
大宮町一丁目5番23号		
四条大路一丁目14番18号		
富雄北二丁目3番15号		

奈良市告示第 15 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 4 号の規定による事業計画のある道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の規定により公告します。

令和 3 年 1 月 12 日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定年月日

令和 3 年 1 月 12 日

2 指定した道路の名称

奈良市道北部第 806 号線

3 指定した道路の幅員

9.0m～12.0m

4 指定した道路の延長

368.0m

5 指定した道路の区域

奈良市般若寺町 18 番 4 地先から奈良市般若寺町 18 番 1 地先まで

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年1月 / 2日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年1月12日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第17号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定めた農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月13日

奈良市長 仲川元庸

1 変更した農業振興地域整備計画の名称

奈良農業振興地域整備計画

2 変更後の農業振興地域整備計画書の写しの縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市 観光経済部 農政課

奈良市告示第18号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和3年1月13日

奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書

差押調書（謄本）

2 送達を受けるべき者

省略

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年1月14日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年1月14日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄菖蒲池駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

監
皿

查
查

奈良市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年1月13日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 山 本 憲 宥
同 伊 藤 剛

リサイクル推進課

監査結果公表日 平成31年3月28日（奈良市監査委員告示第6号）

措置結果通知日 令和3年1月6日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>再生資源化処理場内で使用するフォークリフト等の場内作業車について、燃料費の関係書類を査閲したところ、給油伝票（納品書）に記載されている全体給油量が車両ごとの給油量明細の合計と一致していない事例があった。また、車両ごとの給油量明細が記載されていない事例もあった。</p> <p>車両ごとの給油量明細が正確に記載された給油伝票を受領した上で、適正に事務処理を行われない。</p>	<p>令和元年12月から、給油業者による給油の際には、必ず職員が立ち会うようにし、給油台帳にいつどの車両にどれだけ給油したか記載することで、給油状況を正確に把握するよう改めた。</p> <p>また、車両ごとの給油量明細が正確に記載されているか確認した上で給油伝票（納品書）を受領し、支払手続をするよう徹底した。</p>

地域づくり推進課（旧協働推進課）

監査結果公表日 平成30年12月28日（奈良市監査委員告示第18号）

措置結果通知日 令和3年1月12日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>(2) 奈良市NPO法人条例指定制度審査委員会の開催に伴い、出席委員に対し費用弁償を支給しているが、そのうち千葉県在住の一人の委員に対しては、宿泊料及び2日分の旅行雑費が含まれていた。</p>	<p>(2) 過払いとなっていた費用弁償について、宿泊料及び2日目の旅行雑費を当該委員に返還を求め、平成31年4月11日付けで収納を確認しました。</p>

当該委員は委員会終了後、詳細打合せのため他の委員より遅く退庁しているが、打合せは午後5時頃までには終了しており、宿泊料及び2日目の旅行雑費は過払いとなっているため、適正に支給されたい。

教育委員会

奈良市教育委員会告示第1号

令和3年1月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和3年1月7日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和3年1月8日（金）

午前10時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 地下会議室

3 会議に付すべき事案

請願

請願第1号 「令和3年1月11日に予定されている成人式の延期等の適切な措置を求める」請願

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

農業委員会

奈良市農業委員会告示第1号

奈良市農業委員会令和3年1月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

令和3年1月7日

奈良市農業委員会長 巽 一孝

1 日時

令和3年1月14日(木) 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南1丁目1番1号
奈良市役所中央棟地下階 (旧)武道場

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条、第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (3) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (4) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (5) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条第3項に基づく農用地利用配分計画について
- (6) 農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第29条第1号に該当する転用の届出について(12月専決処理分)
- (7) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(12月専決処理分)
- (8) 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認について
- (9) 許可の取消しについて
- (10) 知事許可について(12月許可分)

・農政関係に関する事項

- (1) 農地法第3条第2項第5号に基づく別段面積の設定について
- (2) 令和3年遊休農地解消活動について
- (3) なら農業委員会だより第71号の発行について
- (4) 農地利用状況調査及び農地利用意向調査について